

外国人児童生徒等への教育の充実

1. 創設年度：平成22年度

2. 令和4年度予算額：11.3億円

3. 事業概要

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組み、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図る。

また、平成27年度からは、言語、家庭環境その他の事情により、不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保に取り組む自治体その他の団体等で連携した支援体制の構築を図り、公立学校等への就学を支援する。

<直接実施、委託、補助>

4. 選定理由：ア（事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの）

公立学校で日本語指導が必要な児童生徒が近年急増する中で、外国人の子供の就学促進や帰国・外国人児童生徒等の日本語指導等の教育環境の整備は、政策的優先度が特に高いと考えており、今後、より効果的な方法を実施していくため、これまでの取組と成果を評価し、今後の事業展開・改善についての検討を行う必要があるため。

5. 想定される論点

外国人児童生徒等の日本語指導体制や就学状況等の実態は年々向上してきているが、令和2年6月閣議決定「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」や、関係閣僚会議において策定される「総合的対応方策」などに基づき、引き続き各取り組みを推進していく必要があるため、以下の論点で議論を行うことが想定される。

- ・ 成果指標が妥当なものとなっているか。
- ・ これまでの事業成果を踏まえた今後の事業の在り方について

※ 成果指標（令和3年度）

- ・ 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合
- ・ 定住外国人の子供の就学促進事業を実施する地域数

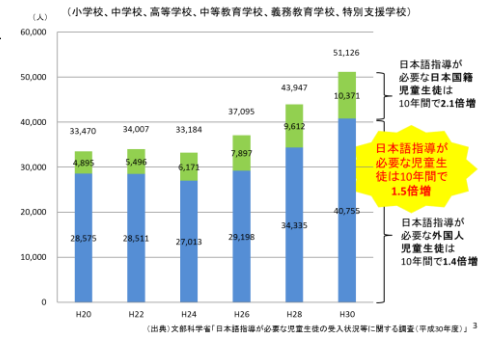
施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

要求額 : 951百万円 (723百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間: H27~)

要求額 : 107百万円 (107百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1/3




【実施項目】

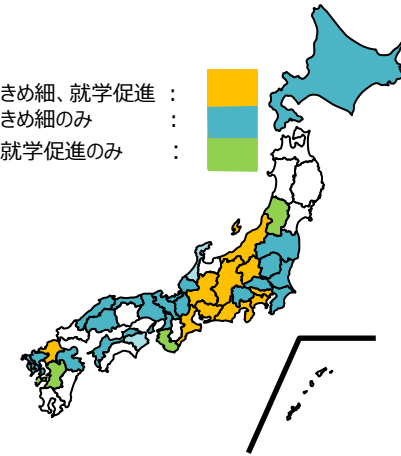
- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

(参考) 令和3年度補助実績

【きめ細事業実施】
26 都道府県
15 指定都市
18 中核市
80 市区町村

【就学事業実施】
1 県
4 指定都市
2 中核市
18 市区町村

きめ細、就学促進 : 
きめ細のみ : 
就学促進のみ : 



<関連する政府方針(抄)>

- ・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする。「対日直接投資促進戦略」(R3.6.2推進会議決定)
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R3.6.2閣議決定)
- ・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R3.6.15関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定)

➤ 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。

外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への専門的な指導・助言等を行うアドバイザリーボードの設置・運営、学習教材・多言語での文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の運用、外国人児童生徒等に関する状況把握に向けた調査を実施する。

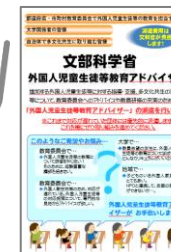
1. 外国人児童生徒等教育アドバイザリーボードの設置・運営 6百万円（6百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザリーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。教育委員会へは地域の課題解決に向けた助言を行うほか、日本語能力評価手法（JSL対話型アセスメント）等の実践に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、学校での受入体制の整備・充実や日本語指導担当教員や日本語指導補助者等の指導ノウハウの向上等を図る。

(令和3年度現在：有識者31名で構成)

⇒政策立案、全国的な外国人児童生徒等に対する教育の機会均等・水準確保に寄与



2. ポータルサイト「かすたねっと」の運用 5百万円（5百万円）

(事業期間：平成30年度～)

全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。教材等の検索やアクセスランキングなどに加え、多言語での予定表作成機能なども有し、学校現場等における利用者の利便性向上を図る。

⇒学校等での日本語指導や教科指導、保護者への連絡調整などが円滑に行われることに寄与



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査 10百万円（10百万円）

(事業期間：令和3年度～)

外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施し、分析を行う。

⇒データによる実態把握と分析を踏まえ、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進に寄与



外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。（事業期間：令和2年度～令和4年度(予定)）

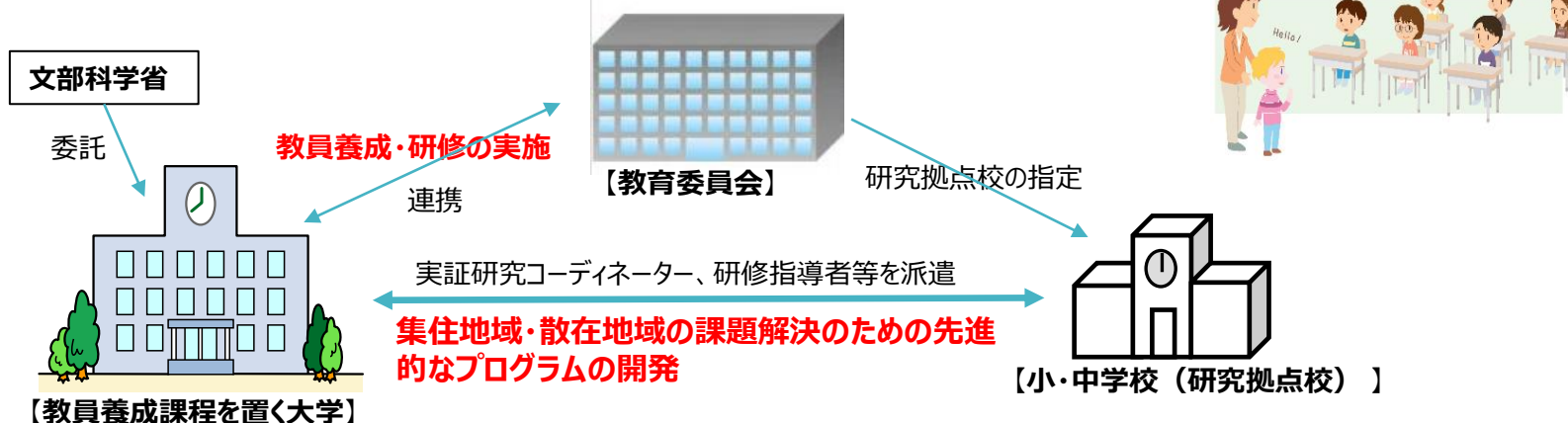
<集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方について先進的なモデルを開発。**

<散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー（仮称）が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援。**

<集住地域・散在地域それぞれ2か所（小・中学校）で実施>



研究の成果を全国に普及することにより、集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。

背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加（平成30年:4,172名）
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取組みられてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

⇒ 高等学校における日本語指導を行うための制度整備と、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。

- ・中途退学率 9.6%(全体 1.3%)
- ・大学等進学率 42.2%(全体71.1%)
- ・非正規就職率 40.0%(全体 4.3%)

※日本語指導が必要な生徒の状況(括弧内は全高校生の状況)
【出典】日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)等



事業内容

(事業期間：令和3年度～令和4年度(予定))

高等学校において、日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」の編成・実施に向けた周知を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

◆「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)(抄)
高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。

○ 高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 16百万円

- ・ 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
- ・ また、高等学校における日本語指導・教科指導、進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた指導の手引きについても、併せて作成する。

(参考)義務教育段階におけるこれまでの取組

■ 「特別の教育課程」の編成・実施

(平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等)

- ①指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ②指導者：日本語指導担当教員（指導補助者を追加することも可）
- ③授業時数：年間10単位時間～280単位時間までが標準
- ④指導形態：原則、児童生徒の在籍校における取り出し指導
- ⑤指導計画等：指導計画や学習評価は学校設置者に提出

⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与

■ 「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発(※)

(小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度)

小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。

⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

- 指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実に資する。
- 指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。

政策・施策・事業整理票

総合教育政策局

政策

政策目標	1 新しい時代に向けた教育政策の推進
概要	国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。



施策

※令和3年度事前分析表より転記

施策の概要及び達成目標のどこを達成しようとしているのか分かるよう、該当部分を**下線・太字**で表記する。

達成目標のうち、**当該事業が具体的にどの達成目標にあたるのか分かるよう、該当部分を灰色に塗りつぶす。**

施策目標	1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。
達成目標2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制を整備する。
達成目標3	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。
達成目標4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。
達成目標5	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。
達成目標6	保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。



事業

※令和3年度レビューシートより転記

施策の達成目標と当該事業の目的・事業概要の関連を整理し、また当該事業の成果と上位施策との関係を明確にする。

当該事業の目的・概要・アウトカム・アウトプットのうち、どこが特に関連しているか分かるよう、該当部分を**下線・太字**で表記する。

事業名	外国人児童生徒等への教育の充実
事業の目的	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組み、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図る。 また、平成27年度からは、言語、家庭環境その他の事情により不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保に取り組む自治体その他団体等で連携した支援体制の構築を図り、公立学校等への就学を支援する。

事業概要	<p>1 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 都道府県等教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。</p> <p>2 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（補助事業） 自治体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入促進、日本語指導の充実、支援体制の整備等に関する取組を支援するため、当該事業を実施するための経費の1／3以内を補助。</p> <p>3 定住外国人の子供の就学促進事業（補助事業） 不就学や自宅待機となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体に対して、当該事業を実施するための経費の1／3以内を補助。</p> <p>4 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（委託事業） 日本語指導が必要な児童生徒等への指導・支援体制構築のためのポータルサイトの維持管理。外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツの作成。</p> <p>5 多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究（委託事業） 集住地域、散在地域それぞれの日本語指導における課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。</p>		
アウトカム	①	定量的な成果目標	公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合を100%にする
		成果指標	公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合
	②	定量的な成果目標	不就学や自宅待機となっている定住外国人の子供の就学促進事業を実施する地域数が対前年度増加すること
		成果指標	定住外国人の子供の就学促進事業を実施する地域数
アウトプット	(1)	公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数	
	(2)	定住外国人の子供の就学促進事業で受け入れた子供の数	
本事業の成果と上位施策との関係	この事業によって、日本語指導が必要な児童生徒への教育支援を充実させることにより、これらの児童生徒が日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばすとともに、共生社会の一員として活動していくことにつながる。		

令和3年度行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	外国人児童生徒等への教育の充実			担当部局庁	総合教育政策局	作成責任者				
事業開始年度	平成22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国際教育課	国際教育課長 小松 悌厚				
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十三条 一 この規約の締結国は、教育についてのすべての者の権利を認める。 児童の権利に関する条約 第二十八条 一 締結国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、(以下略)			関係する計画、通知等	第三期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和元年12月20日改訂、令和2年7月14日改訂)					
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策			主要経費	文教及び科学振興					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組み、帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実を図る。 また、平成27年度からは、言語、家庭環境その他の事情により不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保に取り組み自治体その他団体等で連携した支援体制の構築を図り、公立学校等への就学を支援する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 都道府県等教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。 2帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業) 自治体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入促進、日本語指導の充実、支援体制の整備等に関する取組を支援するため、当該事業を実施するための経費の1/3以内を補助。 3定住外国人の子供の就学促進事業(補助事業) 不就学や自宅待機となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体に対して、当該事業を実施するための経費の1/3以内を補助。 4日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業(委託事業) 日本語指導が必要な児童生徒等への指導・支援体制構築のためのポータルサイトの維持管理、外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツの作成。 5多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究(委託事業) 集住地域、散在地域それぞれの日本語指導における課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。									
実施方法	直接実施、委託・請負、補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	228.6	503.6	765.5	909.6	1,155.4			
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
		計	228.6	503.6	765.5	909.6	1,155.4			
		執行額	227.2	478.8	700.6					
	執行率(%)	99%	95%	92%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	99%	95%	92%						
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由						
	教育支援体制整備事業費補助金	830.4	1,075.7	※金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。						
	教育政策推進事業委託費	68.1	72	学校における日本語指導体制等の充実等に係る経費の増。						
	委員等旅費	5.4	3.7							
	諸謝金	3.7	2.6							
	職員旅費	1.7	1.1							
	その他	0.3	0.3							
	計	909.6	1,155.4							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 4 年度
	公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校において日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合を100%にする	成果実績	%	79.5	-	-	-	-		
		目標値	%	76.9	-	-	-	100		
		達成度	%	100	-	-	-	-		

根拠として用いた統計・データ名(出典)		日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度) ※当該調査は隔年度ごとに実施しており、平成30年度調査の次は令和2年度に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。令和3年度に実施予定。								
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 31年度	目標最終年度 -年度	
	不就学や自宅待機となっている定住外国人の子供の就学促進事業を実施する地域数が増加すること	定住外国人の子供の就学促進事業を実施する地域数	成果実績	地域	24	24	23	24	-	
			目標値	地域	24	24	24	24	-	
			達成度	%	100	100	95.8	100	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	当該補助金に対する申請件数									
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込		
	公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数	活動実績	地域	65	69	108	-	-		
		当初見込み	地域	65	71	108	139	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込		
	定住外国人の子供の就学促進事業で受け入れた子供の数	活動実績	人	1,485	1,933	1,309	-	-		
		当初見込み	人	1,245	1,392	1,946	4,373	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業の年度執行額/同事業の実施地域数	単位当たりコスト	円	2,568,646	5,819,797	5,522,657	5,203,000			
		計算式	円/地域		166,962,000/65	401,566,000/69	596,447,000/108	723,217,000/139		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
	定住外国人の子供の就学促進事業の年度執行額/同事業で受け入れた子供の数	単位当たりコスト	円	28,975	32,903	53,172	24,499			
		計算式	円/人		43,028,000/1,485	63,601,000/1,933	69,602,000/1,309	107,133,000/4373		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	1 新しい時代に向けた教育政策の推進								
	施策	1-6 男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進								
	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 4年度	
		公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(外国籍)のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合(※この数値は、全国調査の結果に基づく数値であり、本事業のみに関係する数値ではない。)	実績値	%	79.5	-	-	-	-	
			目標値	%	76.9	-	-	-	100	
		定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 4年度	
		公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍)のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合(※この数値は、全国調査の結果に基づく数値であり、本事業のみに関係する数値ではない。)	実績値	%	74.4	-	-	-	-	
			目標値	%	74.3	-	-	-	100	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	この事業によって、日本語指導が必要な児童生徒への教育支援を充実させることにより、これらの児童生徒が日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばすとともに、共生社会の一員として活動していくことにつながる。									
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	目標値	-	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	目標値	-	-	-	-	-	-			
	達成度	%	-	-	-	-	-			

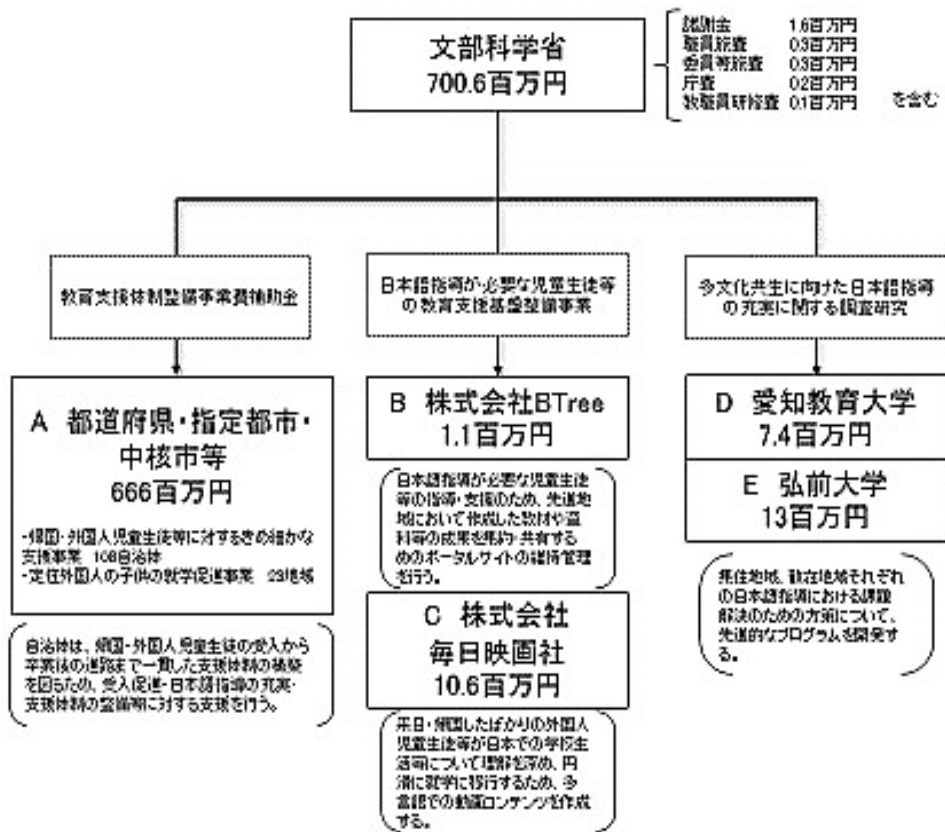
2020		本事業の成果と取組事項・KPIとの関係	
		-	
事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	帰国・外国人児童生徒等は全都道府県に在住しており、当該者に対する教育支援は喫緊の課題である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援の地域格差を生じさせないために、国が総合的に推進していく必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国の帰国・外国人児童生徒等に対する支援体制の構築のための補助事業は、当該事業が唯一であり、我が国の全国の帰国・外国人児童生徒の教育機会を保障するためには、必要不可欠な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	○ 有 無	公募サイトに掲載する等幅広く情報提供を行った。一方、一者応募となった事業もあるため、公募内容を見直すとともに、公告期間及び業務等準備期間の十分な確保や公募情報の周知により、競争参加者の増加を図る。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	委託先に関し必要な支援である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	支援対象地域に在住する外国人児童生徒等の数が、自治体規模によって違いがあるが、各地域における成果の水準は妥当と考える。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	体制整備のために必要な諸謝金、報酬、旅費、交通費、保険料、雑役務費等の使途に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	支援対象の自治体から、事業報告書とともに決算総括表や決算内訳書の提出を求め、その内容を次年度に生かすようにしている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成30年度は、日本語指導が必要な児童生徒のうち特別な指導を受けている児童生徒の割合が前回調査結果より増加している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	当該事業は集住地域、散在地域における日本語指導の先進的なプログラムの開発を行うものであり、各地域の大学に委託するのが妥当である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	ほぼ見込み通りである。
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	自治体への事務連絡やホームページへの掲載を行い、成果物の普及を図っている。
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名

点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ・国が支援の方針を示し、各自治体の取組を補助、情報発信することにより、対象児童生徒に対する継続的な支援や指導法の積み上げなどを可能とし、各地域で体制整備が進みつつある。しかし、児童生徒の散在化、多言語化の影響により、より幅広い自治体における体制整備を促すことが課題である。 ・「定住外国人の子供の就学促進事業」については、文部科学省が事業の周知を徹底したことで、自治体が必要な予算を確保するとともに、地域で求められる支援を拡大した。 		
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国・外国人児童生徒数の増加や支援の多様化、散在地域の受入・支援体制整備については、実態把握が欠かせない。そのためにも、担当指導主事連絡協議会を通じて、各自治体の抱える課題や取組を共有し、帰国・外国人児童生徒教育の推進が図られるものとしていくとともに、散在地域などのノウハウや体制が十分でない自治体や学校での取組を一層促進する。 ・「定住外国人の子供の就学促進事業」については、実績を踏まえつつ、自治体が本事業を活用しやすくなるよう必要に応じて実施内容・実施方法等の見直しを行うとともに、事業の周知を徹底する。 		
外部有識者の所見				
外部有識者による点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
の事業 一部 内容 改善	この事業は、契約・執行手続きについて、一者応募案件が見受けられるため、内容やスケジュールの見直しを図るなど、契約の競争性、公平性、透明性を確保すべきである。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
執行 改善 等 改	引き続き、公募内容を見直すとともに、公告期間及び業務等準備期間の十分な確保や公募情報の周知により、競争参加者の増加を図る。			
備考				
<p>【平成29年度秋の年次公開検証における指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が支援の方針を示し、各自治体の取組を補助、情報発信することにより、対象児童生徒に対する継続的な支援や指導法の積み上げなどを可能とし、各地域で体制整備が進みつつある。しかし、児童生徒の散在化、多言語化の影響により、より幅広い自治体における体制整備を促すことが課題である。 ・「定住外国人の子供の就学促進事業」については、文部科学省が事業の周知を徹底したことで、自治体が必要な予算を確保するとともに、地域で求められる支援を拡大した。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国・外国人児童生徒数の増加や支援の多様化、散在地域の受入・支援体制整備については、実態把握が欠かせない。そのためにも、担当指導主事連絡協議会を通じて、各自治体の抱える課題や取組を共有し、帰国・外国人児童生徒教育の推進が図られるものとしていくとともに、散在地域などのノウハウや体制が十分でない自治体や学校での取組を一層促進する。 ・「定住外国人の子供の就学促進事業」については、実績を踏まえつつ、自治体の本事業を活用しやすくなるよう必要に応じて実施内容・実施方法等の見直しを行うとともに、事業の周知を徹底する。 				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年度	0132			
平成23年度	0114			
平成24年度	0118			
平成25年度	0111			
平成26年度	0113			
平成27年度	0108			
平成28年度	0105			
平成29年度	0108			
平成30年度	109			
令和元年度	文部科学省 -	0053		
令和2年度	文部科学省 -	0054		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

なお、金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.名古屋市			B.株式会社Btree		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	母語指導補助員賃金等	54	人件費	ポータルサイト開発・運用作業賃金	0.7
保険料	母語指導補助員保険料等	9	事業費	クラウドサーバー利用料、消費税相当額	0.3
旅費	嘱託員出張旅費等	3	一般管理費	一般管理費	0.1
計		66	計		1.1
C.株式会社毎日映画社			D.愛知教育大学		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	制作プロデューサー人件費等	8.2	雑務費	音声データのテープ起こし費用等	2.2
その他	借損料、雑務費、消耗品費、旅費	1	その他	諸謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費	2.1
諸謝金	開発委員会出席謝金等	0.4	人件費	研究推進員人件費等	2
一般管理費	一般管理費	1	通信運搬費	後納郵便料等	0.2
			消費税相当額	消費税相当額	0.2
			一般管理費	一般管理費	0.7
計		10.6	計		7.4
E.弘前大学					
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
諸謝金	日本語支援者謝金等	6.9			
消耗品費	多文化教育・日本語教育関連書籍購入費等	4			
旅費	拠点校調査旅費等	0.6			
人件費	事務補佐員人件費	0.5			
印刷製本費	調査票印刷費等	0.3			

通信運搬費	Web会議利用料等	0.2			
その他	会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額	0.2			
一般管理費	一般管理費	0.3			
計		13	計		0
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	名古屋市	3000020231002	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	66	補助金等交付	-	--	
2	横浜市	3000020141003	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	55	補助金等交付	-	--	
3	豊田市	5000020232114	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	46	補助金等交付	-	--	
4	群馬県	7000020100005	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	45	補助金等交付	-	--	
5	浜松市	3000020221309	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	37	補助金等交付	-	--	
6	豊橋市	3000020232017	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	33	補助金等交付	-	--	
7	大阪市教育委員会	6000020271004	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	28	補助金等交付	-	--	
8	川崎市	7000020141305	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	26	補助金等交付	-	--	
9	神戸市	9000020281000	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	24	補助金等交付	-	--	
10	三重県教育委員会	5000020240001	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(補助事業)	15	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社BTree	1120001202160	ポータルサイトの維持管理	1.1	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社毎日映画社	9010001029962	動画コンテンツの作成	11	随意契約 (企画競争)	2	50%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	愛知教育大学	1180305005064	先進的プログラムの開発	7.4	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	弘前大学	4420005005394	先進的プログラムの開発	13	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

令和3年度実施施策に係る事前分析表

(文R3-1-6)

施策名	男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進				部局名	総合教育政策局 男女共同参画共生社会・安全課		作成責任者	石塚 哲朗		
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。							政策評価 実施予定時期	令和5年度以降に実施		
施策の予算額 (当初予算) (千円)	令和2年度		令和3年度		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)			第3期教育振興基本計画 達成目標1～3 第5次男女共同参画基本計画 第4次障害者基本計画 第2次学校安全の推進に関する計画 等			
	4,095,395		4,216,545								
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。						目標設定の 考え方・根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)において、男女共同参画を推進する教育・学習について盛り込まれているところである。また、第3期教育振興基本計画において、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、現代的・社会的な課題等に対応した学習を推進することが求められている。これらの取組を進めることにより、学校や社会教育施設において、学習者の多様なニーズに対応して、男女ともに、生涯を通じた幅広い学習機会を提供することを達成することが必要である。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度	第5次男女共同参画基本計画 第10分野1男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において、「社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。」とされている。そのため、第5次男女共同参画基本計画終了年度である令和7年度までに、女性教育施設における学級・講座の開設数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。 出典：社会教育調査(女性教育調査)			
①女性教育施設における学級・講座開設数(趣味・けいこごと、体育・レクリエーションを除く) ※約3年ごとに調査	7,384件	—	—	9,995件	—	—	9,995件以上				
	年度ごとの目標値	—	—	9,735件以上	—	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度	第5次男女共同参画基本計画 第10分野1男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において、「社会教育施設において、学校や男女共同参画センター、民間団体等と連携し、情報・資料の提供等を通じて学習機会の充実を図る。」とされている。そのため、第5次男女共同参画基本計画終了年度である令和7年度までに、女性教育施設における個人利用者数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。 出典：社会教育調査(女性教育調査)			
②女性教育施設の個人利用者数 ※約3年ごとに調査	2,199,560人	—	—	3,211,097人	—	—	3,211,097人以上				
	年度ごとの目標値	—	—	2,223,978人以上	—	—					

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R7年度	
③小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における「男女共同参画」の初任者研修における校内研修・郊外研修（いずれかで実施）の実施率	45.1%	—	—	66.1%	—	—	90.0%	<p>第5次男女共同参画基本計画では、「女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない。」、さらに「幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。」と指摘されており、児童生徒に指導する立場にある教員に対して、研修を実施する必要があるため指標とした。</p> <p>目標値については、H23年度からH30年度にかけての実績値が20ポイント増であることから、H30年度からR7年度にかけても20ポイント以上の実績値増を目指す、90.0%とした。</p> <p>出典：初任者研修実施状況調査 ※H28、H29年度は、「人権教育・男女共同参画」の調査項目となっているため、R1年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査項目の簡素化のため、それぞれデータはない。</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段（開始年度）		関連する指標		行政事業レビュー番号		備考		
女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業（令和2年度）		①②		0058		—		
子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業（令和3年度）		③		新3-0003		—		
独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必要な経費（平成13年度）		①②		0059		女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を実施。		
独立行政法人国立女性教育会館施設整備に必要な経費（平成13年度）		①②		0060		安心・安全な研修環境の維持のため、施設整備を実施。		
独立行政法人国立女性教育会館「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修（管理職コース）」（平成18年度）		①②		—		男女共同参画社会の形成を推進するため、地域における男女共同参画の推進者を対象として、知識・企画力・実践力を養うための高度で専門的な研修を実施している。		
独立行政法人国立女性教育会館女性情報ポータル及びデータベースの整備充実、利便性の向上（平成18年度）		①②		—		女性情報ポータル・データベースのデータやコンテンツを継続的に整備充実することにより、政策担当者、研究・学習者、団体・グループ関係者、メディア関係者等ユーザのニーズに、迅速・的確に応えるアクセス手段を提供している。		
昨年度事前分析表からの変更点		令和2年度に「次世代のライフプランニング教育推進事業」が終了したため、測定指標④は削除した。さらに、令和3年度から「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」を開始し、それに伴い測定指標③の記載内容を修正した。						

達成目標2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制を整備する。						目標設定の 考え方・根拠	国内の帰国・外国人児童生徒等の学校への受入れ体制整備が重要であり、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ設定。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H11年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
① 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	76.9%	-	79.5%	-	-	対前回調査時増	<p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（外国籍） 【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 ※なお、本調査は隔年に実施しており令和2年度が実施年であったが、新型コロナウイルス感染症対策による教育現場の影響を考慮し令和3年度に実施している。</p>
	年度ごとの 目標値	82.9%	-	76.9%	-	79.5%		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H11年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
② 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	74.3%	-	74.4%	-	-	対前回調査時増	<p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和3年6月15日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（日本国籍） 【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 なお、平成11年度の基準値については、日本国籍の児童生徒について調査をしていなかったため、外国籍の児童生徒における日本語指導等特別な指導を受けている者の割合としている。 ※また、令和2年度及び令和3年度調査実施については上記のとおり</p>
	年度ごとの 目標値	78.3%	-	74.3%	-	74.4%		

達成手段 (開始年度)		関連する 指標		行政事業レビュー 番号		備考		
外国人児童生徒等への教育の充実 (平成22年度) ※主要な予算事業である自治体の取組支援 を、従来の委嘱から補助事業に変更		①②		0057		—		
昨年度事前分析表からの変更点		新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し令和2年度調査を実施しなかったため、目標値を変更						
達成目標3	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。					目標設定の 考え方・根拠	第3期教育振興基本計画や第4次障害者基本計画（H30年3月閣議決定）を踏まえ、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実することが必要である。	
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	第4次障害者基本計画（H30～H34年度）における指標であり、実測値については、H30年度に実施した学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業の結果を用いた。 分母：18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の回答者数（4650人） 分子：「生涯学習の機会がある」と回答した18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の数（1595人） 【出典】「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査」（文部科学省） 現在、障害者の学びの場づくりを中心的に支える役割を担う地方公共団体への働きかけや、プログラム開発及び連携体制の構築、研修会の実施等の事業を全国各地で行っているところである。これらの取組により、学びの場が増えることによって、当事者の意識調査である測定指標①の実測値も増加すると考えられるが、地方公共団体における取組は開始したばかりであり、具体的な目標数値を示すことが難しいため、目標値を「H30年度比増」としている。
①学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されていると回答する障害者の割合	34.3%	—	—	34.3%	—	—	H30年度比増	
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—		

達成手段 (開始年度)	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業（平成30年度）	①	0053	—
Special プロジェクト2020 (平成29年度) (再掲)	①	0333	—
障害のある学生の修学・就職支援促進事業 (令和2年度) (再掲)	①	0153	—
学校を核とした地域力強化プラン (平成27年度) (再掲)	①	0040	—
切れ目ない支援体制整備充実費補助 (平成29年度) (再掲)	①	0120	—
障害者等による文化芸術活動推進事業 (我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信 の一部) (令和元年度) (再掲)	①	0359	—
昨年度事前分析表からの変更点			

達成目標4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。						目標設定の考え方・根拠	第3期教育振興基本計画及び消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ることが必要である。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R6年度	第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している、「教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。
①教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合	39.8%	—	—	—	39.8%	—	60.0%	分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」と回答した数 【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省） ※ 令和元年から令和3年度については隔年調査ではなく毎年調査することとなっていたが、令和2年度はコロナにより省全体として調査を控えることとされたため実施していない。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R6年度	第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している「教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。
②教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合	32.6%	—	—	—	32.6%	—	40.0%	分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：社会教育分野で消費者教育関連の取組として教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はないと回答した数を除いた数 【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省） ※ 令和元年から令和3年度については隔年調査ではなく毎年調査することとなっていたが、令和2年度はコロナにより省全体として調査を控えることとされたため実施していない。
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

達成手段 (開始年度)	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
成年年齢下げを見据えた若年者の消費者教育推進事業 (平成25年度) ※若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン(令和元年度～令和2年度)、連携・協働による消費者教育推進事業(平成30年度以前)より名称変更	①②	0051	—
昨年度事前分析表からの変更点			

達成目標5	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。						目標設定の考え方・根拠	児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られる対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成するしていくことが求められる（「第2次学校安全の推進に関する計画」）。 学校安全に関する取組は、安全教育と安全管理の2つの面から実施されている。こうした安全教育と安全管理が計画的・組織的に実施されることが重要である。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
①学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48人	47人	57人	74人	56人	調査中	0人	第2次学校安全の推進に関する計画において、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とする」ことが、今後の学校安全の目指すべき姿として位置付けられているため。 【出典】「学校の管理下の災害」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
②学校安全計画を策定している学校の割合	82.9%	—	—	96.3%	—	調査中	100%	学校保健安全法第27条において、学校における安全に関する事項について各学校に学校安全計画を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（46,821/48,497）、H30年度（47,698/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
③危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校の割合	84.7%	—	—	97.0%	—	調査中	100%	学校保健安全法第29条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危機等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（47,155/48,497）、H30年度（48,045/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H17年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
④登下校中に保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した小学校の割合	40.0%	—	—	93.2%	—	調査中	95%	学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、学校保健安全法第30条において、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。 H27年度（17,895/20,015）、H30年度（18,083/19,411） 分母：全国の小学校数 分子：該当する小学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段（開始年度）		関連する指標		行政事業レビュー番号		備考		
子供を性犯罪等の当事者にならないための安全教育推進事業（再掲）（令和3年度）		①②③④		新03-0003		—		
学校安全推進事業（平成15年度）		①②③④		0054		—		
災害共済給付事業（平成15年度）		①②③④		0055		—		
学校を核とした地域力強化プラン（平成27年度）（再掲）		④		0040		「学校を核とした地域力強化プラン」のうち「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により推進。		
昨年度事前分析表からの変更点		達成手段に新規事業を追加。						

達成目標6	保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。						目標設定の考え方・根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)に基づく基本計画(※)の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、関係府省庁と連携(関係省庁が実施する会議へのオブザーバー参画、啓発フォーラムの共同実施等)しつつ、文部科学省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者や青少年への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H28年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	青少年が適切にスマートフォン等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング利用率は低い水準に留まっていることから、増加を目指す。 分母：青少年が「スマートフォン」を利用してインターネット利用している」と回答した保護者数 分子：「フィルタリングを使っている」と回答した保護者 ※出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
①青少年のスマートフォンのフィルタリングサービス利用率	44.6%	44.6%	44.0%	36.8%	37.4%	40.6%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、すでに多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭(場合により児童生徒間など)でのルール(利用時間や閲覧サイトの制限など)を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。 分母：青少年が「いずれかの機器」インターネットを利用していると回答した保護者数 分子：「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数 ※出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
②インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	80.2%	80.9%	83.5%	74.2%	77.4%	78.4%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段(開始年度)		関連する指標		行政事業レビュー番号		備考		
青少年を取り巻く有害環境対策の推進(平成16年度)		①②		0056		—		
昨年度事前分析表からの変更点								